豊中市見守りカメラ等の設置及び運用管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、街頭犯罪や侵入盗犯罪等の予防及び犯罪等の早期解決に資することを目的とする見守りカメラ等の設置及び運用管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱における、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 見守りカメラ等 主に犯罪の予防を目的として、市が道路・公園等を撮影するために固定して設置する撮影機器で、録画機能を有するもの(従前から設置している駅前防犯カメラ及び教育委員会が通学路に設置した防犯カメラを含む。)をいう。
 - (2) 画像データ 見守りカメラ等により撮影・録画された映像情報をいう。
 - (3) 専用パソコン 無線通信機能を有し、かつ、見守りカメラ等から画像データを取り出すため の専用ソフトがインストールされているパソコンをいう。
 - (4) 閉庁時 豊中市の休日を定める条例(平成2年豊中市条例第11号)第1条各号に掲げる日及 び当該日以外の日の執務時間(市役所執務時間に関する規則(昭和23年豊中市規則第30号) 本則に規定する執務時間をいう。)以外の時間をいう。

(基本原則)

- 第3条 見守りカメラ等の取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。
 - (1) 見守りカメラ等の設置及び運用管理は、第1条に規定する見守りカメラ等の設置目的に則して行うこと。
 - (2) 見守りカメラ等において撮影を行う範囲は、道路・公園など公共空間に限ること。
- 2 画像データの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。
- (1) 画像データは、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、適切に取り扱うこと。
- (2) 画像データは、犯罪の未然防止及び犯罪発生時への対応のために必要な場合に限って提供することとし、他の目的で使用しないこと。
- 3 専用パソコンの取扱いに関する基本原則は、次のとおりとする。
- (1) 専用パソコンは、施錠設備がある保管庫その他適切な場所において保管する等紛失、盗難等に対する対策を講じること。

(設置)

第4条 見守りカメラ等は、大阪府豊中警察署及び大阪府豊中南警察署並びに市域を活動範囲とする防犯協議会等から防犯上望ましい設置場所に関する意見を聴き、市が設置する。

(設置表示)

第5条 見守りカメラ等の設置場所の見やすい位置に「防犯カメラ作動中」及び「設置者名」を記載した看板等を設置するものとする。

(運用)

- 第6条 見守りカメラ等の作動及び録画については、終日(24時間)行うものとする。
- 2 撮影された画像データの保存期間は、概ね7日以内とし、保存期間を終了した画像データの消去は、新たな画像を上書きする方法により行うものとする。

- 3 見守りカメラ等から、専用パソコンの無線通信機能により画像データを取り出す際には、パスワードが必要となる設定を行うとともに、パスワードは定期的に変更するものとする。
- 4 専用パソコンの無線通信機能により取り出した暗号化された画像データを視認できるように する際には、パスワードが必要となる設定を行うとともに、パスワードは定期的に変更するもの とする。
- 5 第3項のパスワードと前項のパスワードは、異なるものを設定するものとする。

(管理責任者等の設置)

- 第7条 見守りカメラ等の適正な管理及び運用を行うため、見守りカメラ等管理責任者(以下「管理責任者」という。)、見守りカメラ等運用責任者(以下「運用責任者」という。)及び画像取扱員を置く。
- 2 管理責任者は、危機管理監とし、次に掲げる事務を行う。
- (1) 見守りカメラ等の設置場所の選定に関すること。
- (2) 画像の保存及び管理に関すること。
- (3) 捜査機関等(警察、検察、裁判所等犯罪捜査について法的権限を有する機関をいう。以下同じ。)に対する画像データの提供に関すること。
- (4) 画像取扱員の選任に関すること。
- 3 運用責任者は、危機管理課長とし、次に掲げる事務を行う。
- (1) 見守りカメラ等の設置場所の保守及び維持管理に関すること。
- (2) 見守りカメラ等及び専用パソコンの保守及び維持管理に関すること。
- 4 画像取扱員は、危機管理課の職員のうち管理責任者が選任した者とし、見守りカメラ等の画像 データの取扱いに関する事務を行う。

(画像データの利用及び提供の制限)

- 第8条 画像データは、犯罪発生の確認及び管理上必要な場合のみ利用することとし、他の目的の ために利用してはならない。
- 2 画像データは、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。
- (1) 法令に基づく請求があった場合
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (3) 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

(画像データの取出し)

- 第9条 管理責任者は、第1条の目的を達するため必要があると認めるときは、運用責任者に対し、 画像データの取出しを指示するものとする。
- 2 運用責任者は、前項の規定による管理責任者の指示があったときは、画像取扱員に対し、取出 しの対象となる見守りカメラ等及び画像データの日時その他画像データの取出しに際して必要 な事項を指示するものとする。
- 3 画像取扱員は、前項の規定による運用責任者の指示に従って、暗号化された画像データを取り 出したときは、見守りカメラ等画像データ取出管理台帳(様式第1号)に必要事項を記録しなけ ればならない。

(画像データの外部提供)

第10条 管理責任者は、捜査機関等から画像データの外部提供申請があったときは、捜査機関等に対し、あらかじめ、豊中市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年豊中市規則第13号。以下「細則」という。)第7条第1項の規定に基づき、保有個人情報外部提供申請書(様式第2号)の提出を求めるものとする。

2 前項の申請があったときは、管理責任者は、細則第7条第3項の規定に基づき事務を行い、保 有個人情報外部提供可否決定通知書(様式第3号)により捜査機関等に通知を行うものとする。 この場合において、様式第3号により外部提供を可とした場合は、画像取扱員をして、取り出し た画像データの暗号化を解除し、画像データを閲覧可能な状態にして、捜査機関等に対し提供す るものとする。

(豊中警察署長及び豊中南警察署長の画像データの取出し等に係る特例)

- 第11条 管理責任者は、第9条の規定にかかわらず、豊中警察署長及び豊中南警察署長(以下「各署長」という。)が画像データの外部提供を受けるに当たっては、当該外部提供に係る許可を受けた後、各署長が警察職員をして当該許可に係る画像データの取出しを行うことを認めるものとする。
- 2 前項の規定により、画像データの取出しを行うに当たっては、管理責任者は、各署長に対し、 画像データの取出しに必要な専用パソコンを貸し出すものとする。
- 3 管理責任者は、前項の規定により各署長に対し専用パソコンの貸出しを行うに当たり、専用パソコンの貸出簿を整備しておかなければならない。
- 4 管理責任者は、第1項の規定による画像データの取出しがあったときは、遅滞なく専用パソコンに記録された画像データの取出しの履歴を検査し、画像データの取出しが適切に行われたことの確認に努めなければならない。
- 5 管理責任者は、各署長が次の各号のいずれかに該当するときに捜査を行うため、閉庁時に画像 データの取出し及び外部提供を行う必要がある場合の手続について、第8条から前項までの規定 にかかわらず、各署長との協議を経て別に定めることができる。
 - (1) 各署長が殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、強制わいせつ、窃盗、暴行、傷害又は 道路交通法違反 (死亡及び重症を伴うひき逃げ) に関する犯罪があると思料する場合であって、 市民の生命・身体に危害が及び、又はそのおそれがあるため、直ちに捜査を行う必要があると 認めるとき。
 - (2) 各署長が行方不明者発見活動に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第13号)第2条第2項に規定する特異行方不明者の発見のため、その行方に関する情報の収集捜索等を直ちに行う必要があると認めるとき。
 - (3) 各署長が大阪府子どもを性犯罪から守る条例(平成24年大阪府条例第2号)第8条及び第9条に規定する禁止行為があると思料する場合であって、捜査を直ちに行う必要があると認めるとき。

(苦情等への対応)

第 12 条 管理責任者及び運用責任者は、設置された見守りカメラ等に関する苦情に関し、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(守秘義務)

第13条 見守りカメラ及び画像データの取扱いにより知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(運用状況の公表)

第14条 管理責任者は、毎年度、画像データの提供について、提供した件数を取りまとめ、公表 するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか見守りカメラ等の設置及び運用管理に関し必要な事項は、 危機管理課長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和元年12月26日から施行する。
- 2 豊中市見守りカメラ等の設置及び運用管理に関する要綱(平成29年7月6日施行)は、廃止する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

年 月 日

保有個人情報外部提供申請書

豊中市長 様

(申請者) 住所(所在地) 氏名(名 称) (代表者氏名) 電話番号() -

豊中市個人情報の保護に関する法律施行細則第7条第1項の規定により,次のとおり保有個人情報の外部提供を受けたいので申請します。

行政文書等の名 称	豊中市見守りカメラ等の画像データ
保有個人情報の 内容(※1)	(カメラの種別)見守りカメラ ・ 駅前カメラ ・ 教育カメラ
	(カメラ番号) —
	(データの期間) 年 月 日 時 分~ 月 日 時 分
業務名及び使用 目的並びに使用 方法	(業務名)刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項 (使用目的) 事件名 () 発生日時 (令和年月日時分頃から 令和年月日時分頃までの間) 発生場所() 抽出理由()
管理方法	
記録形態等	電磁的記録(SDカード)
利用開始希望年 月日	年 月 日

※1について複数の画像データが必要な場合は一覧表を添付してください。

保有個人情報外部提供可否決定通知書

様

実施機関名 豊中市長 〇〇 〇〇 (担当課) 危機管理課 (連絡先) (06) 6858-2683

年 月 日付けで申請のあった保有個人情報の外部提供については、次のとおり決定しましたので、豊中市個人情報の保護に関する法律施行細則第7条第3項の規定により通知します。

決定の内容	□可□否
行政文書等の	豊中市見守りカメラ等の画像データ
名称	
保有個人情報の	(カメラの種別)見守りカメラ ・ 駅前カメラ ・ 教育カメラ
内容	(カメラ番号) ―
	(データの期間)年 月 日 時 分~ 年 月 日 時 分
外部提供の条件	(1)個人情報の保護に関する法律の規定を遵守し、個人情報の漏えい防止及び事故防止の措置を講じること。(2) 外部提供を受けた個人情報の使用目的以外の使用及び第三者への提供を行わないこと。(3) 外部提供を受けた個人情報の複製を作らないこと。(4) 外部提供を行った個人情報について、利用の中止の指示があった場合は、直ちに使用を中止すること。(5) 保有又は利用の必要がなくなった個人情報は、確実に、かつ、速やかに、返却又は消去その他の適切な措置を講じること。
不承諾の理由	